

電波利用料制度に関する研究会（第2回）議事要旨

1. 日時 2007年5月17日(木) 10:00～12:00
2. 場所 中央合同庁舎2号館1階 総務省第1会議室
3. 出席者
 - (1) 構成員
多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、大谷 和子構成員、黒川 和美構成員、鈴木 康夫構成員、湧口 清隆構成員
 - (2) 総務省
森 総合通信基盤局長、河内 電波部長、佐村 総務課長、富永 電波政策課長、藤野 電波政策課推進官、名執 衛星移動通信課長、安藤 地上放送課長、武田 衛星放送課長、
 - (3) 事務局
田中 電波利用料企画室長、越後 電波利用料企画室課長補佐
4. 議題
 - (1) 「電波利用料に関する意見募集」の結果と論点整理について
 - (2) 「諸外国における電波利用料制度」について
 - (3) その他
5. 議事要旨
 - (1) 「電波利用料に関する意見募集」の結果と論点整理について
 - 事務局から、「電波利用料に関する意見募集の結果について」（資料1）、「論点整理（案）について」（資料2）について説明
 - 説明後における各構成員からの意見（矢印は総務省からの回答）
 - ① 「用途」、「制度」について
 - ・適正な用途とは、警察的な規制というか、秩序が乱れた場合にはチェックするといったものが基本。電波監視が典型である。これに対して、プラスアルファ的な受益をもたらす新しい用途については、利用料の使用に一定の歯止めがあることを理解すべきである。利用料が公共財的なものか、クラブ財的なものかどうかにかかわっている。格差是正事業については、収益の取れない過疎なところで、格差是正事業を利用料で行うという、再配分的なことを利用料でどこまでやるかも論点と考える。
 - ・利用料は特定財源として扱われている。特定財源と普通の料金の違いは、料金で

は対価性が明確ではあるが、特定財源は相対としての利益が問題になる。だから使途について、自分が払っている分に対する見返りを下さいとすると完全な料金になるし、特定財源であれば、個別の受益が計れないということが前提になって、どちらかというより公共財というよりクラブ財かと思う。受益者は誰かということは分かるが、個々の人の受益が計れないというのが前提になっていると思う。

- ・税の制度になっていなくて、料金の制度になっているという特徴がそこにある。コストとして意識させるために、均等に付加しているが、需給バランスで現実には場所によってコストはちがう。

それから、今の負担で総量を確保したいということで、携帯電話に負担が掛かり、放送事業者の負担が少なくなっていることは誰でも分かっている。それで、放送事業者に本当の負担量として、何らかの形で大きな負担を求めることはあるかも知れない。放送と通信は近づいてきており、競争関係になりつつある時にどう考えるか。

- ・意見募集で出てきている問題は、みんなその通りのテーマばかりで、実態に合わせて行かなければならないからこのような委員会がある。

理論的にきっちりするのか、徐々に現状に合わせていくのかは微妙な問題である。

- ・今後の共益費は、どの程度の金額かが問題。増やすのに、既存のマンションの 10 年に一回、20 年に一回、壁を塗り替える程度にするのか、それとも建て替え、あるいは 20 年くらい経って本格的な改築をすることを前提として積立をするかと云う話だ。

- ・それをどのレベルまでやるかという話しは何に依存するか。払えそうな金額にするか。もっとみんなが払えそうだったら、利用料として、競争力向上やユビキタスで違った付まいを作る方向に向けて使途を広げるということも考えてよいのではないか。それは、ヒアリング等で伺わないと分からないが。

- ・国際競争力というと、研究開発が出てくる。研究開発では、基礎研究については負担するが、応用や標準化の部分をどうするか。標準化のところはそれなりの理由がある。事業者間での競争が厳しい応用分野の研究開発へ利用料を当てるのは、限界があるだろう

- ・この電波利用の(1)「使途」の中には、現在、一般財源でやっている事業もあるし、今まで特定財源でやっていた部分を強化するためにもっと費用が掛かるということ、両方混じっている。一般財源から特定財源に移し替える事が良いのか悪いのか

か。一般財源になると国全体の予算の中で、増減があるので、リスクがある。逆に料額との絡みも出てくる。また、あまり自由に出入が出来ると、3の(2)のところにあるような、「国債償還に充当すべき」とまで行ってしまったら、歯止めが効かなくなると考えられる。

・格差があることは、日本の人口の配分が都市に集中していることからくる社会的な問題なので、一部は一般財源でという議論がありうる。

②「料額」について

・少しずつこれらの意見の方向へ動いていくのが公平ではないか。放送と通信を分ける必要があるかどうかは分からないが、もっとふさわしい負担の方向に行くのではないか。

携帯電話については、ユニバーサルサービスは円単位で議論しているのに、利用料は(年額)420円という状況には違和感がある。放送も変わりつつある現在、負担が公平ではないという感覚を皆が持っている。

・料金なので、国からもとるべきだ。但し、そこで税と料金の話をきっちりと区分けしておく必要がある。公共性が高いからといって誰が負担するか？最終的な受益者に負担が行くより、一般的に国民的に税負担をするものがあればその方が良いということもある。

・不要局については、当初から議論があった。今後放っておけない状況になると考えられる。

・全体の利用料総額がいくら必要かが最も重要と思う。全部について、微妙な妥協点に置かなければいけない。

・公共性への配慮という意見が多いが、防災無線のような直接的なものやアマチュア無線・放送のような間接的、付随的、公共性が一緒になっている。もっぱら公共的なものとその他は区別する必要がある。

・固定局に関して意見が寄せられているが、周波数の移動作業の費用を負担して欲しいというのは一時的公共性ともいえるものである。

・(2)で意見がある公共性についてだが、放送事業者やアマチュア局の主張は、他の無線局でもいえること。防災行政無線は公共性が高いと思われるが、現在の利用

料の用途には入っていない。電波利用料の公共性を強調すると、そういうところの設備を構築するために、電波利用料を使えるのではないかという感じがする。この辺はどうなっているか。

→構築については、それぞれの官庁が支出するのが基本。電波利用料では水防・消防関係は全額免除し、防災行政無線は、半額免除することが措置されている。

・防災行政無線システムのようなものを縦割りで作って良いのかという議論がある。もっと、共通的なシステムにして、色々な官庁が横断的に使えるシステムにすれば、公共性も出てくる。そういう議論がどのくらい進んでいるか分からないが。→利用料と離れるが、「跡地利用」のなかで議論がされている。自営通信だけでも要望が多すぎるので、共同利用型の施設、あるいはプラットフォームを作るということで周波数有効利用をはかるといふ議論が進んでいる。それぞれの機関が業務の用途に応じて、無線なり、有線なりで整備している。そういう業務の中で、経費を賄うことが基本という議論である。

・用途が決められていてしかも逼迫しているところもある。この点は、周波数帯の性格・特徴を議論するとき、今まで考えていなかった。

・(資料2の)1ページ目にある電波特性及び減免係数については内容が良くわからないが、必要な基地局数の問題と思う。利用頻度を考慮して欲しいという意見は、あまり利用しないから安くして欲しいという意見。有効利用を図っていないのに、何故安くするのか、これは矛盾する議論という感じがする。

・同じ東京で、周波数帯の違いで議論しているケースと、東京と北海道で議論しているケースがある。東京と北海道で議論をしているときは、仕方ないかとも思うが、同じ東京で議論している場合には、有効利用につながる可能性があるかと思う。

・公益的なところでは、一部利用料が免除されているが、このために効率的な利用が妨げられているのではないか。国や地方体は、一度無線機器を導入した場合、減価償却が終わるまでは絶対買え替えない。民間の免許人は競争するから、原価償却を待っている暇もなく、新しい機器を導入して、新しいサービスをする。経済的なインセンティブがないから、国の場合は5年、10年は代えないという仕組みになっている。

・今の考えは英国のスペクトラムプライシングの考え方と同じ。軍や防衛を含めて、それによって毎年払うコストを下げるために、設備更新をするのが抱き合わせになる

のであれば、効率的だという観点から、国にも公共部門も利用料を課するという考えである。

・「料額」のところでは難しいのは、純粋に手数料としてかかった費用を割り振られている部分と、経済的なインセンティブを持たせようとする、その両方が入ってきている。無線局単位で負担している部分と、広域専用電波の帯域で払っている部分がうまく切り分けられているかということに繋がってくる。

・免許不要局は今後増えるか、免許不要局では十分な受益が見込まれるのかについて今後の見通しを教えて欲しい。自動車メーカーやセキュリティなどユビキタス的な利用が増えるであろうが、そのコストを転嫁するのか難しい場合がある。帯域の品質の保証がされていないという点ではほかの無線局と違った色彩を持っていると思うが、今後免許不要局は増えていくのか？

→免許不要局は簡単には、出力 10mW 以下。免許不要局は、電子タグなどユビキタス社会に向けてどんどん増える。帯域を占有している場合とか、共同利用でもベストエフォートとしての受益がある。

・ユビキタス社会では膨大な数の無線センサーが使われるだろうが、実際に利用料を取れるのか？

→以前の利用料に関する研究会でも議論があったが、製造業者での出荷時に徴収する仕組みもとれる。特定周波数終了業務というのがある。マイクロ波の帯域を動いてもらい、そこに 4.9-5G の高出力屋外使用の無線 LAN を入れるという業務だが、この場合は無線 LAN 機器から頂くことにしている。

・不要局が他に迷惑をかけるかどうか、分かれ目と思う。迷惑をかけないのなら、例えば宅内で微弱な場合には、OK とする考え方はある。登録局は公共の場で使う場合があるので賦課する。住宅からは固定資産税を取るが、公園を使う人から利用料を取るのかという話につながる。RFID や UWB が今後どうなるかは問題。UWB は将来本当に他の無線局に影響を与えないのか？他に影響を与えるかどうか分かれ目。どうやって徴収するかも大きな問題である。端末機器に上乗せしてとるしかない。UWB の場合やまた ITS のたぐいは防護をする仕組みがあるならタダというわけにはいかない。

徴収は難しいので端末に上乗せするしかない。今後の免許のあり方にかかわる。

・同じサービスで免許と免許不要がある場合には、説明がつかないので、この辺のバランスが必要。結局、その周波数を使えるようになっていくということによって受益があ

る点をどのように勘案するか。

→出荷段階で徴収というものはあるが、売れなかったものの利用料をとるのはどうかとも思われる。また複数年分（例えば、10年分）をまとめてとるので、徴収方法としてバランスがわるいという議論があった。免許不要局でも受益は当然あるが、数をコントロールする仕組みはないので、混信の増加等により受益の程度は低くなると思われる。

・微弱局がふえている。電波を使っているという認識を国民に広げるためにも、徴収のやり方を考慮する必要はあるが、利用料を取るべきであろう。取り方が難しいから取らないという議論はおかしいというのが共通認識ではないか？電波環境を守るため共益費を取るという精神が普通ではないか？最終的にどうなるかは難しいが。

・電波は国民の財産であるので、その一部はタダ同然で使えるべき。たとえば、歩行者からは税金は取らないが、自動車や自転車からは税金を取っている。

・気持ちとしてはそのとおりに思うが、費用がかかっているということ認識すべきである。皆が、共通の認識を持つべきである。周波数が逼迫しているところでは経済的な価値で取ったほうが良い。電波は大事に使わなければならない。免許不要局については、今後非常に混雑が進んでくるので、それに対する対処は意識する必要がある。軽微な使われ方でも、国民が意識するべきである。

・道路の場合は、ただで歩いているが、舗装は一般財源。都市部では、道路整備で、歩く場合でも費用がかかるが、徴収の方法がないので一般財源を使っている。携帯は中央集権的で薄く広く徴収している。免許不要局のような分散的な利用の場合には徴収方法がむずかしい。徴収コストが上回る可能性もある。

・道路についても、タイヤで減るのでタイヤから課税するという考えがあり、スペインでは実施された。タイヤに課税すると磨り減るまで使うので危ないからガソリン課税の考え方となっている。税については再分配を意識、料金は受益者が負担という精神で行うべき、という切り分けではあるが、現実には難しい面がある。

・いろいろな論点があり、敢えて整理はしない。事務局に整理をお願いしたい。関係者から意見を聞く必要がある。これまでの議論は今後のヒアリングの導入部として位置づけたい。

○事務局提案の「今後の進め方について(案)」(資料3)について了承。

(2) 「諸外国における電波利用料制度」について

○「諸外国における電波利用料制度について」（資料2）についてマルチメディア振興センター電波調査部より説明

○説明後における各構成員からの意見（矢印は総務省及び説明者からの回答）

・（資料4の）P4のドイツの「国際協力」の使途がわかれば教えて欲しい。P6の韓国については、国から「財政の循環」ということで徴収していないとのことだが、地方自治体からも同じ理由で徴収していないのか？

→ドイツについては、周波数の国際的協調の活動などが含まれている。

韓国については、資料は基本的に国を対象としたもので、地方自治体は別途調査していきたい。

・韓国は中央集権。地方自治体がどの程度無線を使っているのかは疑問。少なくとも、日本で言う防災無線は消防防災庁が一元的に行っている。

・フランスでは周波数は賃貸と見なされている。周波数は公物という前提。従って、基本的な発想は道路占用料と同じである。

・英国は利用料収入が非常に高いが、2次利用も含まれている。イギリスでこれだけ取っているので日本でもこれだけ取れるでしょうというのは危険である。全体の制度で考えないで、利用料制度だけを取り入れることは出来ないと。

フランスでは放送については文化政策的な課金もある。また、イギリスも別扱い。電波とサービスを切り分けられないのが難しい点なので、箱を作るのか中身を議論するのにはきちっと精査して行うことが必要と考えている。

→利用料関係以外は調べていないので周辺を追加調査したい。

・EU諸国では2008年に、電波も含むと思うが、ネットワーク産業のオープンポリシーが動くので、各国の政策は今後変わっていくと思われる。今までは、各国で考えたが違った。例えば、ドイツでは、逆交付税で、基本的に州のレベルで課税されているので、同じレベルで書くことは難しい。EUの共通規則は放送、鉄道、通信、郵便もあるので、この分野でどんなことが起こっているのか調べてみると良い。

(3) その他

○次回は5月24日（木）18時から 総務省 地下2階 講堂において開催